

1. 募集対象番組

民放連加盟テレビ社が制作・放送した番組のうち、以下の①～⑤に該当するわかりやすい内容の番組で、かつ放送とインターネット同時配信および放送から1か月以内の見逃し配信が可能な権利処理がされた番組もしくは国際版を制作する際に権利処理が可能な番組であることを必須条件とします。

- ① 途上国の教育や生活の向上に資する情報を含む番組（教育番組・子ども向け番組など）
- ② 防災や減災に関する情報や経済の発展に役立つ番組
- ③ 途上国にとって参考になる日本の技術や先端産業の動向をテーマにした番組
- ④ 日本の伝統、歴史、文化や地域の暮らしなど、日本への関心にこたえる番組
- ⑤ 日本の現状や課題を描き、それが途上国の課題解決の参考になるような番組

なお、当財団が昨年度実施した海外ニーズ調査の結果、途上国の放送局ではとくに次のような番組への需要が高いことがわかりました。制作する番組を確実に提供していくため、応募に際しご検討ください。

- －新たな学びの機会を提供してくれる内容であること
- －ジャンルを問わず、暮らしや学習にすぐに取り入れられる実用的な内容であること
- －使用される楽曲が、著作権処理不要の楽曲に差し替えられた番組であること※1
- －番組提供を受けるかどうかを決める際に、サンプル動画で内容を事前確認できること※2

※1 確実に番組の提供実現につなげるため、**楽曲の差し替えが可能な番組をご応募いただくのが望ましいと考えています。**不明な点・疑問点は下記の事務局連絡先までお気軽にお問い合わせください。

※2 国際版の制作が決定した番組については、サンプル動画として活用させていただきそうな短尺動画（例えばPR用に制作された動画等）のご用意があるかどうかご相談させていただきます。

2. 国際版番組の選定と制作費について

- ① 有識者で構成される10月開催予定の番組評価委員会で審議し、当財団の理事長が国際版を制作する番組を決定します。（正式決定後に辞退されることはお控えください）
- ② 決定後、JAMCOが国際版の制作を委託する制作会社を決定します。
- ③ 国際版の制作経費はJAMCOが負担します。

3. 応募について

(1) 提出資料

応募1番組につき次の4点を提出してください。

- ① 「2024年度JAMCO国際版応募用紙」
JAMCOウェブサイト (<https://www.jamco.or.jp/jp>) トップページ「最新情報」掲載の応募フォーマットをダウンロード、必要事項を入力後、メールに添付して下記メールアドレスへ送信
- ② 「試写用DVD」3枚（PC、DVDプレーヤーでも視聴可能なもの）を郵送・宅配
- ③ 「ミュージック・キューシート」1部（日本語）を郵送、または下記メールアドレスへ送信
自局のフォーマットまたはJAMCOウェブサイトからダウンロードしたフォーマットを使用
- ④ 「放送用台本」1部を郵送、またはデータをメール添付で下記メールアドレスへ送信

(2) 締切り・送付先

- ① 応募締切り：**7月●日(金)**
- ② 送付・送信先：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館
一般財団法人放送番組国際交流センター（JAMCO）
番組募集事務局 民放担当 竹内 淳 宛
電話番号： 03-3238-7410
メール： j.takeuchi@jamco.or.jp

4. 国際版の制作について

- ① 国際版、ハイビジョン方式(画角16:9)XDCAMでの制作・納品となります。
- ② 国際版、英語版とME（Music & Effect）版の2種類の制作・納品となります。
・英語版とは、タイトル、字幕や音声を英語にした素材です。
・ME版とは、音声は英語版と同じですが、映像はタイトルや字幕のない素材です。これは提供先の放送機関が自国語に翻訳して制作する際に必要となる素材です。
- ③ 英語化にあたっては、演出上ふさわしい形で「吹替え」と「字幕」を組み合わせて制作してください。（必要に応じお問い合わせください）
- ④ 国際版制作にあたり、当該テレビ局からは日本語台本、日本語シノプシス（番組の概要）、日本語ミュージックQシート、広報用データ（写真やPR動画）の提出をお願いします。
なお、当該テレビ局が国際版制作会社に決定した場合には、上記に加え、英語版とME版のXDCAM各2枚、英語版DVD1枚のほか、英語版台本、英語版シノプシス、英語版ミュージックQシートを所定期日までに納品いただきます。
- ⑤ 完成前に、監修用の英語版DVDまたは動画ファイルをお送りいただき、JAMCOで監修を行います。修正箇所等があればお知らせしますので、修正のうえ納品ください。

5. 権利処理について

- ① 国際版の制作が決定した段階で、当該テレビ局からの情報・申請等に基づきJAMCOが権利処理作業を行います。したがって次のとおり権利関係のデータ等を所定の用紙にご記入いただき、国際版制作の前に必ず提出していただきます。
1) 権利処理が必要な映像・音楽・人物等、2) 映像・音楽・人物等の権利者の連絡先、3) 番組内で音楽ライブ演奏などがある場合、演奏者の連絡先、4) 文献資料・美術品・文化財の収蔵先等、5) その他
- ② JAMCOで制作した国際版のうち、英語字幕等の原番組からの二次的著作物に該当する部分の著作権および国際版の所有権は、JAMCOに帰属しますが、この権利は原番組の著作権および原番組に含まれる著作権および著作隣接権に影響を及ぼすものではありません。

6. 国際版のPR・提供について

- ① 制作された国際版番組は、JAMCOの公式ウェブサイトに情報を掲載して周知し、途上国の放送局に無償で提供します。
- ② 国際版番組は、提供先に対し国内放送において3年間に3回の放送とインターネット同時配信、放送から1か月以内の見逃し配信を許諾します。（ジオブロックについては個別に確認します）
- ③ 途上国の放送機関に番組が提供された場合、JAMCOから制作元局に放送権料が支払われます。権料はドラマ番組については1分当たり1500円（消費税は別途支払い）、ドラマ以外の番組については1分当たり1200円（同）となります。
- ④ 上記に加え、国際版番組を教育支援目的で途上国の大学やNPOなどに提供します。番組の視聴者が不特定多数ではなく、かつ非営利目的での利用が認められる場合に限り提供します。なお教育支援目的で提供する際は、放送権料をお支払いしませんので、ご承知おきください。

7. 当該テレビ局独自の使用について

JAMCOのライブラリーに収蔵される番組を、JAMCOの了承を得るなど一定の条件下で、制作元局が番組コンクールなどに出品したり、途上国以外の放送局に有償で提供することは可能です。具体的な手続き・条件など詳細についてはJAMCOにお問い合わせください。

8. 応募締切り後の主なスケジュール

JAMCO番組評価委員会を経て制作番組を決定(10月)⇒国際版制作会社を決定(11月中旬)⇒JAMCO・制作会社間で制作契約書を締結(11月下旬)⇒制作会社が国際版制作⇒JAMCOに国際版を納品(来年1月)